

民生

1	社 会 福 祉	71
2	生 活 保 護	73
3	児 童 ・ 母 子 福 祉	75
4	身 体 障 害 者 福 祉	81
5	精 神 薄 弱 者 福 祉	83
6	老 人 福 祉	86
7	同 和 対 策 事 業	92
8	医 療 費 助 成 制 度	96
9	失 業 対 策 事 業	97
10	国 民 健 康 保 険	98
11	国 民 年 金	100
12	戸 籍 ・ 住 民	102
13	住 民 組 織	103
14	住 居 表 示 整 備 事 業 実 施 状 況	104
15	交 通 安 全 対 策	105
16	市 営 駐 車 場	109

1 社 会 福 祉

(1) 民 生 委 員

ア 地区別民生委員数（定数772人）

（昭56.4.1現在）

性別\地区	東 部	西 部	南 部	北 部	中 部	計
男	145	78	49	56	37	365
女	162	81	21	103	33	400
計	307	159	70	159	70	765

イ 民生委員推せん制度

民生委員推せん準備会

（下部組織）

○推せん会の下部組織として、小学校の区域ごとに熊本市民生委員推せん準備会をおく

○準備会は民生委員候補者の下調べを行い、推せん会にその結果を内申する

（準備会委員）

○準備会は委員9人以内をもって組織する

○委員は小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有するものの内から推せん会委員長が委嘱する校区社協 校区婦人会 校区民生委員 校区自治会 校区PTA 校区保護司 校区老人クラブ 校区母子会 校区公民館各代表

民生委員推せん会

各校区より内申された候補者を、民生委員法第8条による委員構成により、民生委員推せん会によって推せんする

ウ 処 遇

民生・児童委員報償金

総務 年額38,000円 委員 年額33,000円 （このほか各委員に35,000円県より支出）

市電（全線バス）、市バス及び各社バス乗車券年額4,000円相当

民生委員協議会運営交付金 年額4,246千円

特別旅費（大会等出席旅費） 年額145千円

民生

(2) 社会福祉団体一覧

(昭56.4.1現在)

名 称	代 表 者	所 在 地	設 置 目 的
法人 熊本市社会福祉協議会	星子 敏雄	南千反畑町10番7号	熊本市における社会福祉事業の能率的運営と組織活動を促進し、もって市民の福祉の増進を図る
熊本市母子会	板倉アキノ	新屋敷1丁目15番7号	未亡人母子の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連 合 会	坂梨 日露	手取本町1番1号	老人の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	平木 清人	紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助、更生慰安を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	沢田 一精	水前寺6丁目 熊本県援護課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市傷痍軍人会	川嶋 武正	紺屋今町46番地	戦傷病者の福利増進を図る
熊本市原爆被爆者の会	内田 幸吉	水前寺3丁目37番16号	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本地区保護司会	免出 磯	渡鹿6丁目6番40号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本BBS会	島崎 隆	本荘5丁目15番12号	奉仕と友愛の精神をもって日常、非行少年のよき友達を志すBBS会員の質の向上と会員相互の連絡を図る
原水禁日本国民会議熊本県協議会	川村 継義	九品寺1丁目17番9号	あらゆる国の核実験に反対することを目的とする
核兵器禁止平和建設熊本県民会議	沢田 一精	新屋敷1丁目2番37号	人類を滅亡する核兵器の製造中止を図る
熊本県共同募金会 熊本市支会	坂梨 日露	南千反畑町10番7号	共同募金の推進を図る
日本赤十字社熊本県支部熊本市地区	星子 敏雄	手取本町1番1号	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
原水爆禁止熊本県協議会	豊原健次郎	九品寺1丁目17番9号	核兵器の全面禁止及び被爆者救援を図る
熊飽肢体不自由児父母の会	井上 洋一	健軍町3373番地23	熊本市地区の肢体不自由児の福祉増進を図る
熊本市精神薄弱者育成会	阿部 次郎	紺屋今町46番地	熊本市の精神薄弱者(児)の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	多聞 文雄	西唐人町35番地	組織強化並びに親睦・生活向上・自立更生・社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設連合会	松本 孝治	渡鹿5丁目9番12号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育所連盟	角野 義男	手取本町8番3号	保育事業の健全な発展、保育関係者の資質の向上を図る
社団法人 熊本市保育園協会	岩男 保誓	手取本町8番3号	保育園の代表者が会員となり、保育園の資質の向上と保育園職員の福利厚生を図り、もって乳幼児保育の振興に寄与することを目的とする

2 生活保護

(1) 保護状況

年度 区分		51	52	53	54	55
生活 扶助	世帯	3,711	3,741	3,890	4,009	4,092
	人員	7,353	7,407	7,699	7,975	8,135
	金額(千円)	1,593,801	1,876,337	2,168,504	2,349,445	2,543,054
住宅 扶助	世帯	2,873	2,951	3,093	3,210	3,348
	人員	5,655	5,793	6,086	6,300	6,538
	金額(千円)	213,691	257,083	318,146	390,971	471,474
教育 扶助	世帯	783	781	816	884	865
	人員	1,309	1,298	1,354	1,438	1,424
	金額(千円)	50,936	54,375	62,020	75,398	81,960
医療 扶助	世帯	4,416	4,371	4,519	4,778	4,785
	人員	6,170	5,867	6,746	6,345	6,381
	金額(千円)	3,783,568	4,300,834	5,154,551	5,826,463	5,586,469
出産 扶助	世帯	1.1	1.3	2.3	1.9	1.8
	人員	1.1	1.3	2.3	1.9	1.8
	金額(千円)	200	455	1,018	602	750
生業 扶助	世帯	9.3	8.6	9	9.8	7.0
	人員	9.3	8.6	9	9.8	7.0
	金額(千円)	2,239	2,859	2,518	2,225	2,530
葬祭 扶助	世帯	12.1	12.9	11.4	13.8	11.5
	人員	12.1	12.9	11.4	13.8	11.5
	金額(千円)	6,469	9,264	9,667	12,575	13,503
保護施設事務費(千円)		44,125	52,395	56,788	61,922	72,357
実 数	世帯	5,020	5,044	5,234	5,386	5,371
	人員	8,791	8,847	9,184	9,484	9,529
	金額(千円)	5,695,031	6,553,607	7,773,212	8,719,601	8,772,097

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は年度総計を示す

(2) 保護率の推移(年度平均)

年度 区分		51	52	53	54	55
市		17.73 %	17.58 %	18.00 %	18.39 %	18.24 %
県		19.40	17.46	18.25	17.62	16.95

(3) 保護措置状況

年度 区分	51	52	53	54	55
申請件数	998	1,109	1,296	1,143	1,130
開始件数	866	973	1,086	984	976
却下件数	112	112	170	187	155
廃止件数	904	853	865	994	878

(4) 世帯の労働力類型別被保護世帯

(昭和55年度月平均)

区分	就 業 別		構 成 比
	内 訳	世 帯	
世帯主が世帯労働者	常用勤労者	178	3.3 %
	日雇労務者	230	4.3
	内職者	69	1.3
	その他の就業者	138	2.6
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯		315	5.8
働いている者のいない世帯		4,441	82.7
合 計		5,371	100

(5) 生活保護施設

(昭和56.4.1現在)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定 員
救 護	銀 杏 寮	社会福祉法人	渡 辺 源 作	春日5丁目17番36号	昭35.1.2	60
授 産	友愛授産場	〃	本 山 一 人	壺川2丁目1番57号	昭28.1.2	30
医療保護	イエズス聖心病院	〃	マリ・アンネ ト・ベリユベ	上林町3番56号	昭27.4	96

3 児童・母子福祉

(1) 保育所措置状況

年度	公私立別	申請件数	要措置件数	措置件数	措置率(%)	未措置件数
52	公立	1,631	1,621	1,309	80.8	312
	私立	6,878	6,724	5,507	81.9	1,217
	計	8,509	8,345	6,816	81.6	1,529
53	公立	1,681	1,649	1,360	82.4	289
	私立	7,247	7,122	5,988	84.0	1,134
	計	8,928	8,771	7,348	83.7	1,423
54	公立	1,586	1,575	1,363	86.5	212
	私立	7,227	7,207	6,366	88.3	841
	計	8,813	8,782	7,729	88.0	1,053
55	公立	1,625	1,603	1,421	88.6	182
	私立	7,269	7,263	6,790	93.4	473
	計	8,894	8,866	8,211	92.6	655
56	公立	1,500	1,487	1,390	93.4	97
	私立	7,473	7,459	7,036	94.3	423
	計	8,973	8,946	8,426	94.1	520

(2) 階層別保育所措置状況

(昭56. 4. 1現在)

階層別 区分	A	B	C						D							
			1		2		3		1		2		3		4	
			基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額
公立	65	300	76	16	102	24	72	15	31	7	96	26	65	11	116	28
私立	216	1,462	337	138	556	193	427	136	183	70	406	137	420	139	674	195
計	281	1,762	413	154	658	217	499	151	214	77	502	163	485	150	790	223

D																計
5		6		7		8		9		10		11		12		
基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	基準	半額	
71	10	53	8	33	6	31	3	22	4	15	2	8	2	60	12	1390
316	87	213	57	130	29	109	25	75	22	48	10	41	11	142	32	7036
387	97	266	65	163	35	140	28	97	26	63	12	49	13	202	44	8426

(3) 保育所徴収金基準額

(昭56.4.1現在)

世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
			3才未満児	3才以上児	
				3才児	4才以上児
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0円	0円	
B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	
C階層	Aを 階層 除き 前 年 分 の 世 帯	1	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	6,450 (3,220)	4,400 (2,200)
		2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	7,050 (3,520)	5,000 (2,500)
		3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	8,050 (4,020)	6,000 (3,000)
D階層	A 前 階 層 及 び B 階 層 を 除 き	1	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	8,800 (4,400)	6,750 (3,370)
		2	前年分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	10,350 (5,170)	8,300 (4,150)
		3	15,000円以上30,000円	12,400 (6,200)	10,350 (5,170)
		4	30,000円以上60,000円	16,600 (8,300)	14,700 (7,350)
		5	60,000円以上90,000円	21,550 (10,770)	18,940 (9,470)
		6	90,000円以上120,000円	26,950 (13,470)	18,940 (9,470)
		7	120,000円以上150,000円	34,900 (17,450) (22,710)	18,940 (9,470)
		8	150,000円以上180,000円	39,360 (19,680) (27,870)	18,940 (9,470)
		9	180,000円以上210,000円	39,360 (19,680) (27,870)	18,940 (9,470)
		10	210,000円以上240,000円	39,360 (19,680) (27,870)	18,940 (9,470)
		11	240,000円以上270,000円	39,360 (19,680) (27,870)	18,940 (9,470)
		12	270,000円以上である世帯	39,360 (19,680) (27,870)	18,940 (9,470)

(注)

- ① 徴収金基準額中()内の数値は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、その2人目以降の児童に適用される額

ただし、D階層の7、8、9、10、11、12の3才未満児の徴収金基準額欄の数値の適用は、次に規定するところによる

()内上段の数値 3才未満児が2人以上入所している場合、その2人目以降に適用される額

()内下段の数値 3才未満児と3才以上児とが入所している場合、3才未満児に適用される額

- ② 本表の規定にかかわらず、C階層又はD階層の1に属する世帯で、固定資産税の額が4,000円以上であるものの階層は、下表の左欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる階層とする

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が4,000円以上である世帯	C階層の2
C階層の第2階層に属し、前年度分の固定資産税額が6,000円以上である世帯	C階層の3
C階層の第3階層に属し、前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	D階層の1
D階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税額が10,000円以上である世帯	D階層の2

(4) 助 成

ア 助成金支出状況 (昭和56年度予算)

熊本市保育所連盟助成金
年額 3,400千円

私立保育所補助金
年額 5,463.4千円

熊本市保育園協会助成金
年額 1,100千円

私立保育所保育時間延長業務補助金
年額 2,351.0千円

私立保育所障害児保育事業費補助金
年額 4,531千円

私立保育所補助基準 (昭和56年度)

定 員	3才未満児	3 才 児	4才以上児
60以下	1,120円	590円	530円
61～90	1,000	470	410
91～120	950	420	350
121～150	940	410	340
151以上	920	400	330

イ 保育所建設費補助金

補助金の額は、社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫補助(負担)基準により算出した額から、当該法人が国、県又はその他の補助機関から交付を受けた補助金等の額を控除した額に、次表に定める補助率を乗じて得た額

補 助 率			
新 築 等		増 改 築	
市長が措置権者である場合	そ の 他	市長が措置権者である場合	そ の 他
4分の1	—	4分の1	—

年額 4,383.2千円 (昭和56年度予算)

ウ 無認可保育所助成 (昭和51年12月1日開始)

助成内容 園児賠償責任保険料、職員研修費

助成状況 13カ所、229千円 (昭和56年度予算)

(5) 児童扶養手当

(昭56.4.1現在)

ア 児童扶養手当受給世帯数

区 分	離婚世帯	死別世帯	未婚母子世帯	疾病者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	2,148	242	267	157	266	12	3,092

(注) 月額 1人 29,300円

イ 特別児童扶養手当受給世帯数

区 分	1級障害児	2級障害児	計
世 帯	429	102	531

(注) 月額 1人…… { 1級 38,800円
2級 22,500円

(6) 施 設

(昭56.4.1現在)

ア 助産・母子寮

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
助産	熊本産院	熊本市	星子 敏雄	本山町427番地	昭25.7	20(床)
母子寮	熊本市立母子寮	"	"	大江6丁目1番50号	"26.8	18(世)
"	友愛会	社会福祉法人	佐藤 義昭	壺川2丁目1番57号	"23.10	20(世)

イ 乳児院

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐 国男	本荘2丁目3番8号	昭22.12	30
慈愛園乳児ホーム	"	潮谷 総一郎	神水1丁目14番1号	"25.4	15

ウ 養護施設

慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	潮谷 総一郎	渡鹿5丁目9番12号	昭23.5	90
菊水学園	"	松本 孝治	大江町大字渡鹿1768番地	"25.10	80
藤崎台童園	"	尾里 一清	古京町3番5号	"24.3	70
竜山学苑	"	上村 宏洸	龍田町上立田915番地	"23.10	50

エ 精神薄弱児施設

愛育学園	社会福祉法人	坂本 次人	清水町大字新地720番地	昭38.12	80
大江学園	"	塘林 恭介	大江町大字渡鹿30番地	"40.6	90
仁愛ひかり園	"	矢戸 春雄	薄場町295番地7	"45.11	(通園)30

オ 教護院

清水ヶ丘学園	熊本県	桜井 吉松	清水町大字打越476番地	明42.2	60
--------	-----	-------	--------------	-------	----

カ 盲ろうあ児施設

熊本ライトハウス	社会福祉法人	山口 拓爾	新生2丁目	昭28.7	60
----------	--------	-------	-------	-------	----

キ 婦人保護施設

熊本県婦人寮	熊本県	村上 懋	渡鹿3丁目15番12号	昭33.8	30
--------	-----	------	-------------	-------	----

ク 保育所

公立

施設名	定員	職員数			所在地	施設名	定員	職員数			所在地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
本荘保育園	130	10	3	13	本荘6丁目	春日保育園	90	8	2	10	春日1丁目
寺原 "	70	5	4	9	坪井5丁目	清水 "	90	8	2	10	清水本町
横手 "	100	9	3	12	横手2丁目	中島 "	60	5	2	7	沖新町
白山 "	90	6	2	8	白山2丁目	幸田 "	90	7	2	9	御幸苗田町
京塚 "	110	9	3	12	健軍町	健軍 "	100	9	3	12	健軍2丁目
京町台 "	90	6	2	8	池田1丁目	水前寺 "	90	7	2	9	水前寺公園
城東 "	90	5	2	7	水道町	熊本乳児 "	60	15	3	18	水道町
池上 "	60	5	3	8	池上町	黒髪乳児 "	60	10	4	14	黒髪2丁目
小島 "	70	5	2	7	小島下町	麻生田 "	90	9	2	11	清水町大字麻生田
大江 "	60	7	2	9	大江6丁目	計19カ所	1,600	145	48	193	

私 立

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保母	その他	計				保母	その他	計	
白 羊 保 育 園	90	7	4	11	島崎3丁目	大 光 保 育 園	60	5	3	8	画区町大字所島
黒 髪 幼 愛 園	200	15	4	19	黒髪2丁目	くすの実 //	120	10	3	13	楠4丁目
愛 光 幼 児 園	60	6	2	8	新大江2丁目	千 草 //	90	8	3	11	萩原町
城 高 保 育 園	60	6	3	9	城山大塘町	こずえ //	90	10	3	13	八島町
みのり //	60	6	2	8	本荘3丁目	光 輪 //	60	6	2	8	秋津町沼山津
双 葉 //	90	8	4	12	本荘2丁目	つくし //	45	8	3	11	花園5丁目
城 南 幼 愛 園	90	8	3	11	春日町	エンゼル //	90	7	4	11	健軍町
のぞみ保 育 園	90	6	3	9	若葉2丁目	城 山 //	60	7	2	9	城山上代町
友愛会 //	60	6	3	9	壺川2丁目	やまびこ //	45	7	2	9	尾ノ上2丁目
聖 母 幼 愛 園	120	9	3	12	南町	こまどり //	90	7	2	9	長嶺町
ひかり幼児園	120	10	4	14	大江2丁目	むつみ //	90	7	3	10	楠1丁目
ひばり保 育 園	120	10	4	14	健軍町	第二森下 //	90	6	3	9	近見町
旭 //	150	9	4	13	近見町	さくらぎ //	60	6	3	9	花立3丁目
かっぱ //	150	10	3	13	保田窪1丁目	武蔵ヶ丘 //	90	8	3	11	武蔵ヶ丘1丁目
マリア //	90	7	3	10	水前寺4丁目	日 向 //	60	5	3	8	戸島町
報 徳 //	90	7	2	9	池田2丁目	御幸こばと //	90	6	3	9	御幸笛田町
小 磯 //	90	7	3	10	新南部町	田 迎 //	90	7	4	11	田迎町大字良町
螢 光 //	60	5	4	9	花園6丁目	さつきヶ丘 //	60	6	3	9	龍田町上立田
ひまわり //	60	6	3	9	新大江1丁目	第二エンゼル //	90	7	4	11	健軍町
秋 津 //	90	7	3	10	桜木1丁目	熊本すみれ //	60	6	3	9	池亀町
若 葉 幼 愛 園	90	7	3	10	池上町	やまなみ //	90	8	3	11	戸島町
中島かおる保育園	90	8	3	11	中島町	松 尾 //	60	5	4	9	松尾町
有 明 保 育 所	60	4	2	6	小島下町	第二旭 //	60	5	3	8	近見町
藤崎台保育園	60	5	3	8	古京町	日の出 //	60	7	3	10	桜木3丁目
城 北 //	120	11	4	15	清水町大字新地	せきれい //	60	6	3	9	健軍5丁目
仁 愛 幼 育 園	210	16	6	22	薄場町	こじか //	60	5	3	8	南高江町
ぎんなん保育園	90	7	3	10	京塚本町	清水ヶ丘 //	60	7	3	10	清水町大字兎谷
川 尻 //	90	8	3	11	川尻町	第二画図 //	45	8	2	10	出水4丁目
つぼみ //	120	11	4	15	国府本町	仁愛第二保育園	90	9	3	12	白藤町
シオン //	60	12	3	15	新町4丁目	出仲間保育園	60	6	3	9	田迎町大字出仲間
くるみ //	90	8	4	12	渡鹿6丁目	なぎさ //	60	5	3	8	江津1丁目
仁 愛 乳 児 園	90	13	3	16	春日4丁目	あゆみ //	60	6	3	9	龍田町弓削
木の実保育園	90	8	3	11	西原2丁目	カトレア //	60	6	3	9	若葉6丁目
杉の子 //	90	7	3	10	二本木4丁目	上ノ郷 //	60	5	4	9	上ノ郷町
天使の園 //	90	11	2	13	渡鹿1丁目	木の葉 //	60	5	2	7	石原町
きよめ //	60	8	3	11	国府2丁目	たつた //	60	5	4	9	龍田町
はけみや //	60	6	4	10	清水町大字高平	つばめ //	60	5	4	9	長嶺町
九品寺 //	90	8	3	11	九品寺5丁目	日 吉 //	60	5	3	8	十禅寺町
画 図 //	60	6	3	9	画図町大字下江津	にれの木 //	60	4	3	7	清水町楡木
二 岡 //	120	8	3	11	戸島町	力合さくら //	45	5	3	8	合志町
広 福 //	60	5	3	8	長嶺町	リズム保育園	60	6	3	9	御幸笛田町
小 山 //	90	7	3	10	小山町	まんどく保育園	45	5	3	8	清水町万石
供 合 //	114	9	3	12	上南部町						
森 下 //	120	7	3	10	南高江町						
第二桜ヶ丘 //	90	8	3	11	世安町						
本妙寺 //	90	9	2	11	花園4丁目	計 89カ所	7,289	647	276	923	
帯 山 //	90	8	3	11	健軍町	公私立計108カ所	8,889	792	324	1,116	

コ 児 童 館

東部児童館

所 在 地 熊本市錦ヶ丘1番1号(東部市民センター内)

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和52年9月 1日

構 造 鉄筋2階建

敷地面積 8,205㎡

建物面積 273.23㎡(占用部分)

着 工 昭和51年9月24日

完 工 昭和52年6月20日

建設費 45,000千円

西原公園児童館

所 在 地 熊本市九品寺4丁目24番4号

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和53年8月 1日

構 造 鉄筋3階建

敷地面積 6,386㎡(西原公園面積)

建物面積 303.39㎡

着 工 昭和53年1月 4日

完 工 昭和53年7月11日

建設費 52,585千円

龍田児童館

所 在 地 熊本市龍田町弓削1192番地41(龍田市民センター内)

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和54年7月11日

構 造 鉄筋2階建

敷地面積 5,380㎡

建物面積 270.00㎡(占用部分)

着 工 昭和53年9月 6日

完 工 昭和54年3月31日

建設費 48,582千円

託麻児童館

所 在 地 熊本市長嶺町541番地1

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和56年6月31日

構 造 鉄筋2階建

敷地面積 5,877㎡

建物面積 300㎡(占用部分)

着 工 昭和55年9月16日

完 工 昭和56年3月31日

建設費 75,676千円

4 身体障害者福祉

(1) 身体障害者福祉モデル都市

昭和50年5月モデル都市の指定を受け、各界の代表53名を「身体障害者福祉モデル都市推進協議会」の委員に委嘱。

協議会に民間施設、公共施設、広報の三部会を設けて、各身体障害者団体の意見、要望をもとにして昭和52年度までに46,440千円の事業を行った。

道路交通安全施設の整備

歩道の段差除去	総延長3,623m
歩道盲人用カラーブロック、点字紙誘導帯の設置	〃 3,623m
盲人用音響式信号機の設置	10カ所
聴覚障害者用交通安全標識設置	20本

公共施設の構造設備の改造

市庁舎及び市民会館内に点字カラーブロック、スロープ、自動ドア、専用トイレ、手すりを設置
熊本城、陸上競技場、水辺動物園に身体障害者専用トイレ4カ所を設置

公共施設に車椅子の配備

市庁舎及び出先機関14カ所に42台を配備

簡易入浴事業

寝たきりの重度身体障害者のため中央老人福祉センター内に簡易入浴装置を設置し、車椅子を備えた搬送車1台により看護婦付添で送迎

広報活動

聴覚障害者が安心して他所を訪問できるよう「聴覚障害者カード」と「竜の子マーク」をつくり配布
一般市民に対する普及啓もうとしては「市政だより」や各種会合を利用して広報を行うとともに各民間企業、行政機関や団体等に、施設設備の改善、待遇の改善等について協力方を依頼、また小学校低学年のための福祉副読本の編集を委託

(2) 障害者の実態

(昭和55年度)

障害別 \ 年 齢	18才未満	18才以上	計
視 覚 障 害	31	1,755	1,786
聴覚又は平衡機能障害	126	1,492	1,618
言 語 機 能 障 害	3	84	87
肢 体 不 自 由	285	6,131	6,416
内 部 疾 患	48	665	713
計	493	10,127	10,620

(3) 身体障害者更生援護状況

(昭和55年度)

障 害 別	取 扱 実 人 員	運賃割引証交付			相談・指導及び措置					手帳交付	
		国 鉄		自動車	補 装 具	職生 業活 及指 導	更 生 医 療	施 設 入 所	そ の 他	申 請	決 定
		単 独 用	介 護 用	単及介 護 独び用							
視 覚 障 害	1,522	256	303	52	54	129		10	638	80	78
聴 覚 障 害	1,417	228	265	59	98	98			600	69	67
言 語 機 能 障 害	44	14	5	1		2			14	8	8
肢 体 不 自 由	4,552	712	145	120	284	526	4	105	2,254	402	309
内 部 疾 患	734			10		151	134		314	125	119
計	8,269	1,210	718	242	436	906	138	115	3,820	684	581

(4) 福祉バス（昭和53年度開始）

目 的 身体障害者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員21人で、このうち4人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して身体障害者の福祉の増進を図る

対 象 者 本市在住の身体障害者手帳所持者

事業内容 市長が適当と認めた更生相談事業、機能回復訓練事業、各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業等に無料で運行する

対象者数 11,000人

56年度予算 2,154千円

56年度 ミニ福祉バス1台購入予定

定 員 8～9人内車椅子2人

(5) 身体障害者家庭奉仕員制度

（昭56.4.1現在）

奉仕員	派遣対象世帯	委託費用	奉仕員報酬1人当月額
10	36	16,928千円	97,200円

（注）昭和42年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(6) 身体障害者相談（昭和55年度）

相談員 22人（県費12人、市費10人）

相談件数 815件

委託料 月額1,200円

(7) 心身障害者扶養共済制度（昭和45年4月1日開始）

目 的

心身障害者の保護者が死亡又は廃疾となった後、残された心身障害者に年金を支給し、障害者の生活の安定と保護者のいまだく不安を軽減しようとするものである

心身障害者の範囲

精神薄弱者にあつては、知能指数75以下、身体障害者にあつては、障害の程度が1級から3給までの者及び精神又は身体に永続的な障害を有する者で、前述の者と同程度と認められる者

加入者

心身障害者の保護者（心身障害者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障害者を扶養しているもの）であつて、原則として65才未満の者とする

保険料

年 齢 区 分		掛 金 月 額
35才未満の者		1,000 円
35才以上	45才未満の者	1,300
45 "	50 "	3,200
50 "	55 "	4,100
55 "	60 "	5,300
60 "	65 "	6,800

給付金

加入者が死亡又は廃疾となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月20,000円の年金を支給する

加入後1年以上の者で、心身障害者が死亡したときは一時金として20,000円を支給する

(8) 市民福祉特別手当

(昭56.4.1現在)

手 当 の 種 類	支 給 要 件	金額(年額)	人 員
重度心身障害児手当	障害等級1級2級・知能指数35以下の20才未満	6,000 円	7
中度心身障害児手当	" 3級4級 " 50以下の "	3,000	2

(注) 障害福祉年金、福祉手当、特別児童扶養手当の受給者、施設入所中のものは除く

(9) 施 設

(昭和55年度)

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
肢体不自由者更生施設	熊本県身体障害者リハビリテーションセンター	熊 本 県	古木 幸夫	長嶺町 2255 番地 333	昭 28.9	入所 60 通所 10

5 精神薄弱者福祉

(1) 福祉相談室

ア 業務の内容

家庭児童の養育指導に関すること

心身障害児（者）の療育、育成に関すること

婦人の生活福祉に関すること

その他の福祉相談に関すること

児童、心身障害児（者）及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的及び精神衛生上の総合的診断、判定を行うこと

イ 職員の配置

室 長	1 人	家庭相談員	2 人
(精神薄弱者福祉司・心理判定員を兼務)		婦人相談員	2 人
事 務 職 員	2 人	老人電話相談員	2 人
技師（看護婦）	1 人		
嘱 託 医	2 人（嘱託料1人月額20,000円）		
福祉訓練指導員	2 人		

ウ 利用状況（昭和55年度）

障害別区分		男	女	計
障害	性別			
精神薄弱	軽度	126+(1)	70+(1)	196+(2)
	中度	211	159	370
	重度	249	202	451
	最重度	284	188	472
	重症障害	15	8	23
言語機能		8	5	13
性格行動問題		43	9	52
精神身体障害		40	45	85
その他		41+(2)	23+(1)	64+(3)
計		1,017+(3)	709+(2)	1,726+(5)

年齢別区分		男	女	計
年齢	性別			
0才～5才		291	146	437
6～12		226+(2)	120+(2)	346+(4)
13～15		54+(1)	41	95+(1)
16～20		98	57	155
21才以上		348	345	693
計		1,017+(3)	709+(2)	1,726+(5)

（注）（ ）内数字は書類判定件数

エ 措置指導状況

（昭和55年度）

種別	生活	教育	施設	職業	医療	その他	計
性別							
男	319	17	142	9	90	440+(3)	1,017+(3)
女	243	8	113	3	61	281+(2)	709+(2)
計	562	25	255	12	151	721+(5)	1,726+(5)

(2) 心身障害児（者）家庭奉仕員

（昭56.4.1現在）

奉仕員	派遣対象世帯	奉仕員報酬1人当月額
6	16	97,200 円

（注）昭和46年度より熊本市社会福祉協議会に委託実施

(3) 福祉訓練所

業務内容 精神薄弱者で、直ちに一般雇用関係に入ることが困難な条件を持つ者に対し、二の丸公園地域の美化作業を中心とした、個別指導及びグループ指導、レクリエーション等の集団指導を行い、自立の援助を図る

収容人員 20人

(4) 職親制度（昭56.4.1現在）

職親登録 20事業所
職親委託数 7人
委託料 1人月額 9,000円

(5) 精神薄弱者相談（昭56.4.1現在）

相談員 15人
相談件数 1ヵ月 59件（平均）
委託料 1人月額 1,300円

(6) 精神薄弱者援護施設入所状況

(昭56.4.1現在)

施設種別	施設名	定員(重度)	措置人数
厚生施設	もみきの園 (熊本市)	60(20)	26
	荅の山寮 (本渡市)	90(30)	16
	なつぎじヶ丘学園 (牛深市)	60(20)	8
	清南みれ寮 (球磨郡)	60(20)	3
	高迎幸森寮 (下益城郡)	40	5
	第2幸明星寮 (本渡市)	60(20)	9
	精きず川の学寮 (鹿本郡)	60(30)	11
	氷赤坂の園 (阿蘇郡)	50(30)	14
	太天陽生命学寮 (泗水町)	30	5
	城水南学寮 (上益城郡)	50(30)	5
	瀬きコニ一雲仙更生寮 (玉名郡)	40	7
	の実団地 (天草郡)	50(20)	6
	仙福社牧場 (八代郡)	30(17)	3
	愛和事業所 (福岡県)	100	5
	ゆきぞの学園 (福岡県)	60(30)	5
	健康荘 (玉名郡)	40	6
	2赤坂園 (下益城郡)	30	4
	荒尾市小位作業所 (大分県)	50	1
	計	50(20)	1
授産施設	蓮雲仙福社牧場 (福岡県)	60	1
	仁愛和事業所 (長崎県)	50	5
	ゆきぞの学園 (熊本市)	30	21
	健康荘 (熊本市)	40	8
	2赤坂園 (下益城郡)	50	5
	荒尾市小位作業所 (福岡県)	60	3
計			4
			収容169 通所21

(7) 精神薄弱者通所更生施設

昭和56年度に、精神薄弱者更生施設の建設を予定している

目的 18才(必要に応じ15才)以上の精神薄弱者(児)を通所させ、更生の援助をするとともに、必要な保護・指導及び自活並びに職業訓練を行い、精神薄弱者の自立更生の援助を図る

建物等概要

建築構造 鉄骨一部2階建

建築延面積 800㎡

敷地面積 1,722㎡

(8) 希望荘

所在地 熊本市大江5丁目1番15号

経営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

開設年月日 昭和55年6月1日

建物構造 鉄筋コンクリート地上3階(1部塔屋4階)

敷地面積 898㎡

建物面積 延1,232.23㎡

主な設備 (1F) 憩の間、相談室、ボランティア控室、湯沸室、身障便所、事務室、管理人室
(2F) 音楽室(防音)、生花・着付研修室、料理実習室、大ホール(防音・映写装置)
湯沸室、身障便所

(3F) プレイルーム、大会議室、和室、湯沸室

建設費 270,249千円

6 老人福祉

(1) 老人数

(昭55.10.1現在推計)

区 分	人 数
65才～69才	16,536
70才以上	29,514
計	46,050

(2) 措置状況

(昭56.4.1現在)

区 分	施設数(県内)	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	38	2,070	314
特別養護老人ホーム	25	2,293	173
計	63	4,363	487

(3) 老人健康診断実施状況

区分 \ 年度	51	52	53	54	55
対 象 人 員	37,564	39,221	42,944	42,950	46,050
受 診 人 員	8,302	9,659	11,368	12,238	13,864
受 診 率 (%)	22.1	24.6	26.5	28.5	30.1
経 費 (円)	12,012,043	15,453,977	20,686,907	24,749,099	30,705,088

(注) 市医師会と委託契約の上最寄りの医療機関にて診査を実施

(4) 老人家庭奉仕員制度

(昭56.4.1現在)

奉 仕 員	派遣対象世帯	委 託 費 用	奉仕員報酬1人当月額
26人	115	44,012千円	9,200円

(注) 昭和42年度より、熊本市社会福祉協議会に委託実施

(5) 老人クラブ助成状況

ア 老人クラブ活動助成

区 分 \ 年 度	51	52	53	54	55
老人クラブ助成対象数	308	333	346	357	362
会 員 数	19,684	21,150	22,040	22,768	22,901
助成金支出額(円)	14,692,000	15,588,000	16,492,000	17,016,000	17,328,000

助成基準 50人以上が登録し、9ヵ月を超え、活動したクラブ(年度途中結成のクラブは6ヵ月以上)

助成金 月額4,000円

イ 老人クラブ結成助成

金額 1クラブ当たり 5,000円

件数 7件(昭和55年度)

(6) 施設

ア 老人福祉センター

中央老人福祉センター

所在地 熊本市南千反畑町10番7号

経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)

開設年月日 昭和50年9月2日

構造 鉄筋2階建

敷地面積 541㎡

建物面積 延496㎡

建設費 51,435千円

開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週月曜日及び祝日)

使用料 浴室使用料 20円

定員 200人

主な設備 機能回復訓練室等

東老人福祉センター

熊本市健軍町4798番地

熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)

昭和46年4月1日

木造、瓦葺、平屋建

330㎡

延208.7㎡

8,445千円

午前9時～午後5時(休館日は毎週火曜日及び祝日)

浴室使用料 20円

100人

集会娛樂室 1、図書室 1

娛樂室 1、浴室 1

西老人福祉センター

所在地 熊本市小島上町4番地

経営主体 熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)

開設年月日 昭和49年7月10日

構造 木造、平屋建

敷地面積 3,400㎡

建物面積 延252㎡

建設費 25,875千円

開館日時 午前9時～午後5時(休館日は毎週木曜日及び祝日)

使用料 浴室使用料 20円

定員 100人

主な設備 集会室1、娛樂室1、談話室1

図書室1、浴室男女各1

事務室1、管理人室 2

南老人福祉センター

熊本市八幡町1368番地1

熊本市(管理運営は市社会福祉協議会に委託)

昭和49年6月27日

木造、平屋建

410㎡

延264㎡

24,486千円

午前9時～午後5時(休館日は毎週金曜日及び祝日)

浴室使用料 20円

100人

集会室1、談話室1、娛樂室1

図書室1、浴室男女各1

事務室1、管理人室 2

北老人福祉センター

所在地 熊本市八景水谷1丁目2番6号

経営主体 熊本市（管理運営は市社会福祉協議会に委託）

開設年月日 昭和48年10月22日

構造 鉄筋、平屋建

敷地面積 2,961㎡

建物面積 延296㎡

建設費 24,300千円

開館日時 午前9時～午後5時（休館日は毎週水曜日及び休日）

使用料 浴室使用料 20円

定員 100人

主な設備 集会室1、娯楽室1、談話室1

図書室1、浴室男女各1

事務室1、管理入室2

利用状況

（昭和55年度）

区分 \ 施設名	中央	東	西	南	北
利用者	19,844	8,613	7,948	13,475	5,310
1日平均利用者	66	28	26	44	21
使用料収入(円)	396,880	172,260	158,960	269,500	106,200

イ 明生園

所在地 熊本市花園7丁目19番1号

経営主体 熊本市

開設年月 昭和54年10月

種別 養護老人ホーム

構造 鉄筋コンクリート瓦葺2階建、一部平屋建

敷地面積 13,159.9㎡

建物面積 延3,231.24㎡

建設費 459,080千円

定員 120名

主な設備 集会所、談話室、作業室、医務室、静養室、浴室、洗濯室、面会室、全館冷暖房設備
防火設備、ソーラーシステム給湯設備

措置状況

（昭和55年度）

区別 \ 性別	男	女	計
熊本市（市費）	500	656	1,156
熊本県（県費）	29	24	53
計	529	680	1,209

ウ 老人憩の家

区 分	所 在 地	開設年月	構 造	敷地面積	建物面積	建設費	定 員
龍 寿 荘	龍田町上立田1085番地3	48.10	木造平屋	1,642㎡	277.2㎡	5,615千円	50人
新地(団地集会所併設)	清水町大字新地	"	"	—	42.5	—	30
城山半田老人憩の家	城山半田町424番地	49.4	"	264	61.37	3,652	50
北水前寺	水前寺3丁目11番27号	49.7	木造2階建	1,322	49.68	3,426	40
黒 髪	黒髪6丁目26番26号	49.10	プレハブ平屋	100	33.88	3,000	30
城 北	清水町大字麻生田1729番地1	"	"	324	58.32	4,500	30
清 水	室園町17番24号	50.1	"	200	58.32	4,500	30
花 園	花園5丁目17番42号	50.2	"	100	38.88	3,000	30
田 迎	田迎町大字出仲間532番地	"	"	528	38.88	3,000	30
尾ノ上	尾ノ上2丁目12番22号	"	"	149	57.08	4,350	50
秋 津	秋津町沼山津1287番地	50.3	木造平屋	495	83.24	7,870	50
春 日	春日5丁目8番21号	50.6	プレハブ平屋	85	39.29	3,000	30
春 竹	萩原町740番地1	50.11	"	362	68.04	4,871	50
出 水	出水5丁目14番6号	51.4	"	125	38.88	3,250	30
託麻西	長嶺町702番地58	51.5	"	125	38.88	3,250	30
大江川づる	大江1丁目36番1号	51.6	"	125	38.88	3,320	30
黒髪西	黒髪3丁目2番27号	51.12	木造平屋	693	59.61	4,335	50
長 嶺	長嶺町3224番地	52.8	"	102	42.0	3,000	30
高平台	津浦町23番47号	52.12	"	157	54.5	4,510	50
日 吉	平田町564番地	"	"	2,970	69.3	5,100	50
桜 木	秋津町沼山津639番地	53.3	"	3,205	63.4	5,000	50
池 上	谷尾崎町	53.4	"	104	49.6	3,750	40
清水北	清水東町9番7号	"	"	149	75	4,994	55
白 坪	蓮台寺町920番地	"	"	865	86	9,515	60
中 島	中島町1810番地	"	"	100	49.6	3,580	40
城山大塘	城山大塘町	"	"	1,980	60	4,850	50
九品寺	九品寺5丁目4番14号	"	"	77	49.6	3,950	40
神 水	神水1丁目28番1号	53.10	"	3,220	49.68	4,050	40
託麻北	上南部町1186番地	"	"	8,712	49.68	3,740	40
大江東原	大江6丁目12番1号	53.11	木造2階	993	39.60	3,880	30
力 合	荒尾町2番地	"	木造平屋	433	72.84	5,380	50
武 蔵	武蔵ヶ丘2丁目53番地	54.4	"	9,333	49.68	4,330	40
白 山	白山3丁目3番1号	"	"	2,901	49.68	4,250	40
東 町	健軍町3278番地4	"	"	330	72.84	5,224	50
新屋敷	新屋敷3丁目4番20号	"	"	4,734	60.63	4,876	50
託麻東	戸島町3983番地8	55.2	"	2,364	44.71	3,855	35
高野辺田	城山上代町275番地	55.4	"	128	49.68	4,590	40
南高江	南高江町590番地	"	"	812	49.68	4,580	40
弓 削	弓削町832番地3	"	"	175	49.68	4,350	40
楠	楠2丁目1番12号	"	"	476	49.68	4,280	40
龍 田	龍田町上立田689番地	"	"	376	60.63	5,850	50
下南部	下南部町125番地	"	"	1,047	49.68	4,550	40
上熊本	上熊本1丁目9番21号	"	"	231	60.63	5,632	50
下立田	黒髪5丁目218番地	56.1	"	196	72.84	6,450	50
しらかわ台	竜田町弓削荒瀬607番地83	56.4	"	1,937	34.78	4,403	30
城 西	島崎7丁目474番地	"	"	115	41.72	4,450	40
向 山	本山町316番地	"	"	442	49.68	5,085	40
五郎ヶ池	横手3丁目566番地	"	"	368	49.68	5,100	40
春日沖	池上町沖421番地2	"	"	2,580	49.68	4,948	40

(注) 経営主体・熊本市(地元運営委員会に委託) 開館日時・午前9時～午後5時、使用料無料

エ その他の施設

種 別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	認可年月	定 員
養 老 人 ホ ー ム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	上 原 勇 一	神水1丁目14番1号	23. 11	70
〃	聖母老人ホーム	〃	八 巻 ツ ネ	島崎6丁目1番27号	21. 11	70
〃	リデル・ライト 記念老人ホーム	〃	山 本 明	黒髪5丁目23番1号	26. 5	70
〃	熊本めぐみの園	〃	青 木 祐 心	小山町 1781番地	47. 2	70
特 別 養 老 人 ホ ー ム	パウラスホーム	〃	林 宏	神水1丁目14番1号	39. 7	56
〃	桜ヶ丘寿徳苑	〃	藤 院 了 幸	小山町 2493番地	49. 5	88

(7) 老人福祉手当

区 分	支 給 要 件	年 額	人 員 (見 込)	56年度予算
寝たきり老人手当	寝たきり状態3カ月以上、65才以上70才未満	6,000円	10	60,000円
収容老人特別手当	老人ホームに入所している65才以上70才未満	6,000	10	60,000

(8) 敬老祝金（昭和45年4月1日開始）

目 的 高齢者に対し、敬老祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、その福祉の増進に寄与しようとするものである

受 給 資 格 88才以上であって、本市に居住している者

金 額 年額 5,000円

支 給 人 員 824人（昭和55年度）

(9) 老人居室整備資金融資（昭和48年4月1日開始）

目 的 老人と同居する世帯に対し、老人の専用居室を増・改築するために必要な資金を貸し付けることにより、老人と家族との間の好ましい家族関係の維持・増進に寄与しようとするものである

貸付限度額 1,000千円

貸付条件 利率 3%

償還 10年以内の元利均等月賦償還

貸付対象者 60才以上の老人と同居する者で市内に居住し、老人の専用室を増・改築しようとする者

56年度予算 貸付金 60,000千円

(10) 老人福祉電話相談（昭和48年4月1日開始）

目 的 一人暮らしの老人に福祉電話を貸与することにより、緊急時の連絡と安否の確認及び各種の相談を行い、在宅老人に対し各種サービスを提供する

電話貸与台数 167台（昭和56年4月現在）

貸付対象者 65才以上の老人で市内に居住し、一人暮らしで近所に介護者のいない者

56年度予算 7,455千円

(11) 移動浴槽車（昭和47年11月開始）

目的 浴槽を持たない単身で入浴困難な寝たきり老人及び重度の身体障害者等で、常時介護を要する者に対して、定期的に浴槽車を派遣して、無料で適切な入浴の奉仕を行うことにより福祉の増進を図る（熊本市社会福祉協議会へ委託）

車 両 移動浴槽車 1台
搬送車 1台
従事者 運転手 2人
奉仕員 2人
看護婦 1人

対象者数 80人（1人につき月2回派遣）（昭56.4.1現在）

56年度予算 6,941千円

(12) 電車・バス特別回数券交付（昭和50年7月1日開始）

目的 老人及び心身障害者の福祉増進のため、電車・バス特別回数券を交付する

対象者 70才以上の老人。ただし寝たきり及びそれに近い状態の人を除く
（心身障害者の場合は、障害等級1級～3級の人及び知能指数50以下の人。なお介護を要する場合は介護者を含む）

事業内容 70才以上の老人に敬老優待証及び特別回数券を交付する

電車（市）、バス（市、産交、電鉄、熊本バス）に乗車する際、敬老優待証（心身障害者の場合は手帳）を提示することにより、特別回数券を使用できる

なお、交付する特別回数券は、希望する1社のもので、2,640円相当（心身障害者の場合は1,760円相当）

対象者数 老人 29,514人 身体障害者 3,400人 精神薄弱者 1,100人

56年度予算 5,000千円

(13) 一人暮らし老人訪問（昭和50年7月1日開始）

目的 一人暮らし老人を訪問し、声をかけて、その安否を確認し、あわせて乳酸菌飲料等を配布することによって老人の福祉の増進を図る

対象者 市内に居住する満65才以上の一人暮らし老人で、日常安否の確認をする者がいない者

事業内容 市が委託する乳酸菌飲料等の販売業者の配達人が、一人暮らし老人を訪問し、安否の確認をし、あわせて乳酸菌飲料等を配布する。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする

対象者数 1,400人

訪問回数 週隔日3日

56年度予算 5,642千円

(14) 老人農園（昭和51年度開始）

目的 土に親しみながら老人の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10～15㎡程度貸与する（熊本市老人クラブ連合会に委託）

対象者 60才以上の老人

農園数 8カ所（1カ所当たり1,000㎡程度）

56年度予算 560千円

(15) ふとん乾燥（昭和53年度開始）

目 的 65才以上の寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者（児）の寝具の無料乾燥事業を行うことにより寝たきり老人及び重度で寝たきりの心身障害者（児）の福祉の増進を図る

対 象 者 第1段階として老人家庭奉仕員、身体障害者家庭奉仕員及び心身障害者家庭奉仕員の派遣先及び移動浴槽車の派遣先の該当者を対象に実施し、その結果をみて一般の寝たきり老人及び重度の寝たきりの心身障害者の世帯に対象を広げていく

事業内容 業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施

対象者数 125人

56年度予算 613千円

(16) 生きがいと創造の事業（昭和54年度開始）

目 的 希望と能力に応じた生産又は、活動に参加することによって、老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにするために生きがい作業所を設け、専任の講師による助言を受け、生産又は創造的活動を行う

対 象 者 市内居住のおおむね60才以上の人

作 業 所 熊本市花園7丁目19番1号 明生園内
木造平屋建 58.8㎡

内 容

講 座 名	参 加 者	実 施 回 数
陶 芸	40人	月4回
園 芸	30	月2回
手 芸	60	月4回

7 同 和 対 策 事 業

(1) 概 況

昭和40年8月、内閣総理大臣の諮問機関である同和対策審議会から、同和问题解決のための基本的方策について答申がなされ、これに基づき昭和44年7月「同和対策事業特別措置法」が制定施行された。

この法律では、歴史的、社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域（同和対策対象地域）の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することを同和対策事業の目標としている。

本市においても、同和対策審議会の答申の趣旨を十分尊重するとともに、同和対策事業特別措置法の精神にのっとり、同法施行以来、国及び県の施策に歩調を合わせながら、対象地域の実情及び地域住民の意向を尊重し、逐次同和対策事業をすすめている。

具体的には、昭和47年度から住宅改修資金貸付事業及び街灯設置事業を、また48年度以降は各種の入園・入学支度金及び就職支度金などの給付事業を実施してきた。

さらに50年12月、市民局に同和対策室が設置された。以後関係各部署と緊密な連携のもとに、地域住民の理解と協力を得て同和対策事業の推進につとめている。

ことに、生活環境の改善整備の対策としては、51年度に地区道路の舗装事業、52年度には、公営住宅の建設及び住宅新築資金の貸付事業などに着手し、また、社会福祉の向上及び健康増進の対策としては、50年度に隣保館を建設、51年度から開館し地域住民の生活の改善向上及び同和問題の解決に資するためのコ

コミュニティセンターとして、各種の事業活動を行い多くの住民に活用されている。さらに52年度には、児童館を建設、53年度から開館し児童の健全育成の拠点として活用されている。

なお、これらの対策とあわせて、住民の職業の安定及び教育の充実をはかるための各種の事業も重点的に推進しつつある。

一方同和問題の正しい理解と認識を深めるため、「市政だより」等を通じて広く市民一般に対する啓発活動に取り組んでいる。

今後の課題としては、昭和53年10月の臨時国会において、「同和対策事業特別措置法」の期限が3カ年延長され、またそれに対する附帯決議が3項目に亘りなされていることにかんがみ、各種の事業を引き続き強力に推進するとともに実態の把握に努め、更には人権尊重の精神に徹した教育、啓発活動をより一層積極的に展開して、目標達成のため努力する。

(2) 同和地区の概要

- ア 地区数 1地区
イ 地区面積 11.90ha.
ウ 世帯数及び人口構造

区 分	世 帯 数	人口総数	性 別 人 口		年 齢		
			男	女	0～5	6～14	15～19
地区全体	694	1,858	887	971	134	184	147
同和関係	446	1,308	610	698	93	134	106

別 人 口				
20～34	35～44	45～59	60～64	65以上
495	287	377	57	177
304	197	288	45	141

エ 混住率 70.4%

オ 生活保護状況

区 分	被保護人員	保 護 率
市 全 体	8,839	18.4 ‰
地 区 全 体	163	87.7
うち同和関係	141	107.8

カ 所得階層分布

区 分	世 帯 数	構 成 比
生活保護被保護世帯	84	12.1 %
住民税非課税世帯	196	28.2
住民税均等割課税世帯	158	22.7
住民税所得割課税世帯	256	37.0

(注) 昭和50年8月1日現在調査

(3) 同和対策事業の概要

項 目	事 業 名	事業開始年度	事業費 (昭和56年度)	担当 部 局
			千円	
教育をすすめるための施策	適正就学の促進	48	29,791	教育委員会事務局
	クレベリン検査等	"		
	教職員の研修	"		
	入園入学支度金（幼稚園及び小、中学校並びに高校、大学）	(大学51)		
	幼稚園保育料	53		
	社会同和教育	48		
	健康増進体力向上	"		
	青少年教育	51		
	子供勉強会（小学生及び中学生）	"		
	奨学金（高校及び大学）	"		
居住環境の整備促進のための施策	街燈設置	47	438,975	福祉部
	住宅改修資金の貸付	"		
	水洗便所改造	52		下水道部 計画部
	児童公園整備	"		
	公営住宅建設	"		管理部
	住宅新築資金貸付及び宅地取得資金貸付	53		
社会福祉の向上及び健康増進のための施策	隣保館の運営	50	61,176	同和対策室
	保育所入所支度金	"		福祉部
	高齢者厚生給付金	51		
	葬祭援護金	"		
	心身障害者援護給付金	"		
	新生児出産祝金	"		衛生部
	そ族昆虫の駆除	"		
	トラホーム予防特別対策	"		
	結核、がん検診	"		
	保健相談	52		福祉部
	乳児栄養強化	"		
	児童館の運営	"		
	老人、身体障害者日常生活用具給付	53		
職業の安定向上のための施策	自動車運転免許委託料	50	1,770	商工部
	職業訓練校入校支度金	51		
	中学校卒業就職支度金	48		
	高校卒業就職支度金	51		
	中高年齢者就職支度金	52		
	職業訓練受講奨励金	"		
中小企業の経営をよくするための施策	中小企業安定資金融資利子補給	48	21,330	商工部
	中小企業経営指導	51		
その他総合的な施策	市職員研修	50		職員部
	同和対策事業の推進と調整	"		同和対策室
合 計			553,042	

(4) 隣 保 館

隣保館は、基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申の趣旨にかんがみ、同和対策対象地域住民及びその近隣地域住民に対する理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって同和行政の第一線機関として位置づけられるとともに、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的な改善向上及び同和問題のすみやかな解決を図るための、コミュニティセンターとして活動することを目的とする。

所 在 地 熊本市本荘4丁目6番6号

設 置 主 体 熊本市

開設年月日 昭和51年5月1日

構 造 鉄筋コンクリート2階建（冷暖房設備付）

敷地面積 639.32㎡ 建設総事業費 115,209,505円

建物面積 660㎡ 用地費 29,008,505円

1 階 278㎡ 工事費 80,550,000円

2 階 382㎡ その他
の経費 5,651,000円

規 模

1 階			2 階		
区 分	床面積	収容人員	区 分	床面積	収容人員
生活改善室	44.1㎡	30	集会室	181.3㎡	150
教養娯楽室	53.1	30	会議室	76.9	50
事務室	27.0		学習室	20.2	20
相談室	23.7		保健衛生室	19.3	
その他	130.1		その他	84.3	
計	278.0		計	382.0	

利 用 状 況

事業名		53	54	55
勉強会	小学生	2042人	2540人	2126人
	中学生	1348	1729	1595
計 (A)		3390	4269	3721
着付・組紐講座		349	480	244
生花		657	628	687
手芸		227	134	226
茶道		83	133	113
民踊		526	419	499
料理		33	26	
レクリエーション		186	82	
和裁		166	171	62
民謡		177	205	202
吟詠		47		
書道・ペン習字		293	502	271
編物		363	345	183
園芸		78	107	167
教養		98	102	127
世話人		68		
少年剣道		372		
計 (B)		3723	3334	2781
福祉・職業・経営相談		8	6	22
保健衛生相談事業		97	247	312
説明会研修会等その他の事業		8873	8052	7959
計 (C)		8978	8305	8293
果 計 (A) + (B) + (C)		16,091	15,908	14,795

8 医療費助成制度

(1) 老人医療（昭和48年1月1日、国により実施）

対象者 本市に居住する70才以上の者

受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者

所得制限

扶養親族 の 数	本人の所得 制限基準額	扶養義務者 } の所得 配偶者 } 制限 基準額
0 人	1,014,000 円	5,733,000 円
1 人	1,364,000	5,982,000
1人増すごとに	290,000	213,000

実施状況 件数 390,753件
経費 3,011,854千円 （昭和55年度）

(2) 寝たきり老人医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施、ただし昭和48年10月から国により実施）

対象者 本市に居住する65才以上70才未満の寝たきり老人

受給資格者 国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者で、所得制限以下の者（身体障害が1.2.3級以上程度の者）

所得制限 上記(1)に同じ

実施状況 件数 } 上記(1)に含む
経費 }

(3) 重度心身障害児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 20才未満の障害児（身体障害程度が1級、2級の者、知能指数35以下の精神薄弱児）

受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害児の養育者

所得制限 なし

実施状況 件数 3,460件
経費 11,513千円 （昭和55年度）

(4) 乳児医療費助成（昭和48年4月1日、市により実施）

対象者 乳児

受給資格者 本市の住民基本台帳に記録されている者で、現に居住している乳児の属する世帯の扶養義務者で生計を維持する者

所得制限 なし

実施状況 件数 79,487件
経費 14,797.3千円 （昭和55年度）

(5) 重度心身障害者医療費助成（昭和53年10月1日実施）

対象者 20才以上65才未満の障害者（身体障害者手帳1級と2級の一部、知能指数20以下の精神薄弱者）

受給資格者 本市の住民基本台帳に記録され、現に居住している障害者

所得制限 世帯全員の所得の合計で、1人世帯5,733,000円に1人増すごとに213,000円を加算した額（老人扶養親族があるときは老人1人につき更に60,000円を加算した額）

実施状況 件数 7,498件 （昭和55年度）
経費 83,827千円

9 失業対策事業

(1) 在籍者の動向

区分 年度	年度当初在籍者数				年度末 在籍者数	離 籍 者 内 訳					
	男	女	計	平均年齢		就職	自営業	移管	死亡	その他	計
51	404 ^人	561 ^人	965 ^人	62.1 ^才	935 ^人	0 ^人	16 ^人	0 ^人	14 ^人	0 ^人	30 ^人
52	384	551	935	62.9	906	0	24	0	6	転入1	29
53	371	536	906	63.7	876	0	23	転出1	7	転入1	30
54	353	523	876	64.4	845	0	20	0	11	0	31
55	334	511	845	65.2	821	0	9	0	14	1	24

(2) 賃金・見舞金

ア 賃 金

（昭56.4.1現在）

甲事業賃金表

賃 金	作業区分			摘 要
	イ	ロ	ハ	
時 間 給	564	542	481	紹介対象者数 400人
日 額	3,388	3,254	2,890	留 保 者 数 39人
該 当 者 数	31	390	18	在 籍 者 数 439人

（注）甲事業賃金該当者は高齢または体力等の低い者

作業区分 「イ」作業管理員の補助作業、汚水、悪臭等による不快感の高い作業及び体力を要する作業
「ロ」イ及びハ以外の作業
「ハ」高齢等のため体力等が著しく低い者の従事する軽易な作業

乙事業賃金表

賃 金	作業区分及び 能率区分		A		B		C	摘 要
			1	2	1	2		
時 間 給			706	616	562	543	519	紹介対象者 357人
日 額			4,943	4,314	3,937	3,801	3,635	留 保 者 25人
該 当 者 数			3	28	248	89	14	在 籍 者 数 382人

（注）乙事業賃金該当者は甲事業賃金該当者以外の者

作業区分 [A]高度の体力を要する作業（床掘作業等）
[B]中程度の体力を要する作業（砂利散布、敷ならし作業等）
[C]A、B以外の作業
能率区分 [1]能率の高い者
[2]普通の能率の者

イ 見舞金（１人当たり）

（単位 円）

区 分		年 度		53		54		55	
				甲	乙	甲	乙	甲	乙
夏 期	国 県 市			24,918	28,547	26,695	31,283	28,699	34,390
				12,900	12,900	14,500	14,500	16,300	16,300
				80,002	80,003	91,975	91,967	103,451	103,450
	計			117,820	121,450	133,170	137,750	148,450	154,140
年 末	国 県 市			61,640	70,617	66,035	77,385	70,993	85,070
				24,300	24,300	27,500	27,500	31,100	31,100
				120,840	120,833	133,445	133,445	146,127	146,120
	計			206,780	215,750	226,980	238,330	248,220	262,290

(3) 厚 生

ア 就職等奨励金

失業対策事業就労者の一般常雇用への就労又は自営開業を促進し、就労者の生活安定に寄与することを目的として、昭和39年10月1日より実施している。

贈与金 1人当たり市より130,000円、県より80,000円、国より60,000円、計270,000円

就職等奨励金支給状況

区 分			年 度		51	52	53	54	55
熊 本 市	就 職 者	男	0	0	0	0	0		
		女	0	0	0	0	0		
	自営開業者	男	8	10	11	12	7		
		女	8	14	12	8	1		
	計		16	24	23	20	8		
熊 本 県	就 職 者	男	0	0	0	0	0		
		女	0	0	0	0	0		
	自営開業者	男	1	6	2	4	1		
		女	4	1	1	3	5		
	計		5	7	3	7	6		
合 計			21	31	26	27	14		

イ 共済会

失業対策事業に就労する労務者で組織する各組合員の互助共済及び福祉増進を図ることを目的として、昭和38年10月1日厚生会が設立された。

補助金 1ヵ月1人当たり 300円

10 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）

(1) 世帯数及び被保険者数

区 分		年 度		51	52	53	54	55
総 世 帯 数				164,222	158,783	161,387	164,138	179,304
被 保 険 者 世 帯 数				57,427	59,672	63,294	63,872	65,116
加 入 率 (%)				34.97	37.58	39.22	38.91	36.32
総 人 口				483,307	504,401	510,339	516,298	525,679
被 保 険 者 数				157,657	161,704	167,619	167,528	167,531
加 入 率 (%)				32.62	32.06	32.84	32.45	31.87

(注) 総世帯数及び総人口は各年度3月31日現在

(2) 保険料賦課徴収状況

区 分		5 1	5 2	5 3	5 4	5 5
現年度分	調 定 額 (円)	2,531,462,180	3,104,593,340	4,398,374,330	5,807,415,290	6,099,921,090
	収 入 済 額 (〃)	2,438,015,066	2,954,000,979	4,097,400,359	5,361,330,080	5,639,117,951
	収 納 率 (%)	96.31	95.15	93.16	92.32	92.45
過年度分	調 定 額 (円)	132,429,885	187,777,695	275,726,900	482,982,908	758,242,788
	収 入 済 額 (〃)	39,861,050	55,594,200	59,842,555	100,980,610	140,012,110
	収 納 率 (%)	30.10	29.61	21.70	20.91	18.46
計	調 定 額 (円)	2,663,892,165	3,292,372,595	4,674,101,230	6,290,398,198	6,858,163,878
	収 入 済 額 (〃)	2,477,876,116	3,009,595,179	4,157,242,914	5,462,310,690	5,779,130,061
	収 納 率 (%)	93.02	91.41	88.94	86.84	84.27
賦 課 期 日		4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日
徴 収 回 数		12	12	12	12	12
保 険 料 額	被保険者1人当たり(円)	15,530	19,199	26,240	34,665	36,635
	1世帯					
	最高(円)	150,000	170,000	190,000	220,000	240,000
	最低(〃)	4,840	6,680	10,060	14,040	9,960
平均(〃)		44,334	52,028	70,883	90,923	95,025
保 険 料 率	所 得 割 (%)	4.80	4.90	6.50	7.50	7.50
	均 等 割 (円)	5,800	7,000	9,500	13,200	13,200
	平 等 割 (〃)	5,400	6,400	8,600	11,700	11,700
賦 課 割 合	所 得 割 (%)	62.04	59.00	61.88	60.93	65.04
	均 等 割 (〃)	28.39	30.72	28.43	29.18	26.04
	平 等 割 (〃)	9.57	10.28	9.69	9.89	8.92

(3) 給 付 状 況

区 分		5 1	5 2	5 3	5 4	5 5
給 付 割 合	世 帯 主 (割)	7	7	7	7	7
	家 族 (〃)	7	7	7	7	7
療 養 諸 費	件 数	978,976	1,030,169	1,049,483	1,101,491	1,151,396
	費 用 (円)	11,683,816,278	14,042,743,102	17,303,259,497	19,699,505,189	21,786,504,869
助産費	件 数	1,866	1,917	1,896	1,831	1,866
	費 用 (円)	74,640,000 (40,000)	92,400,000 10月より(60,000)	111,720,000 (60,000)	119,960,000 10月より(80,000)	149,180,000 (80,000)
育児費	件 数	11	0	0	0	0
	費 用 (円)	13,200 (200×6ヵ月)	0	0	0	0
葬祭費	件 数	1,090	1,187	1,268	1,333	1,388
	費 用 (円)	5,420,000 (5,000)	10,995,000 10月より(10,000)	12,580,000 (10,000)	13,330,000 (10,000)	20,275,000 (15,000)
給付費 合 計	件 数	981,943	1,033,273	1,052,647	1,104,655	1,154,660
	費 用 (円)	11,763,889,478	14,146,138,102	17,427,559,497	19,832,795,189	21,955,959,869
はきゅうま 施 術	件 数	66,781	80,466	86,386	69,984	97,069
	費 用 (円)	28,048,020 (420)	48,279,600 (600)	63,062,250 (730)	78,987,720 (840)	81,537,960 (840)

(注) () 内は1件当たり給付額、育児費は昭和50年度より廃止につき昭50.4.1以前の給付権発生分 昭50.10.1あんま施術 実施

(4) 診療費・諸率

区 分 \ 年 度	51	52	53	54	55
受 診 率 (%)	611.58	623.83	634.48	633.58	655.18
1 件 当 たり 日 数	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3
1 件 当 たり 費 用 額 (円)	12,085	13,821	16,503	18,382	19,634
1 人 当 たり 費 用 額 (〃)	73,907	86,219	104,709	116,454	128,604
1 人 当 たり 受 診 日 数	26	26	26	27	28
1 日 当 たり 費 用 額 (円)	2,877	3,259	3,907	4,252	4,535
1 世 帯 当 たり 費 用 額 (〃)	203,200	233,644	273,379	308,422	333,575
出 生 率 (%)	11.8	11.9	11.3	11.0	11.2
死 亡 率 (%)	6.9	7.3	7.6	8.0	8.4

(5) 納付組織

名 称 国民健康保険会

組 織 数 605

加入状況 96.33%

事 務 費 (保険会長の事務費)

○当該月に係る保険料を当該月の1日から翌月の4日までに完納したとき、保険料領収書1枚につき80円

○当該月に係る保険料を翌月の5日から翌月の10日までに完納したとき、領収書1枚につき40円

11 国 民 年 金 (昭和34年8月22日事業開始)

(1) 拠出年金被保険者状況

区 分		年 度				
		51	52	53	54	55
被 保 險 者	強 制 加 入 者	74,261	75,658	76,828	77,522	77,107
	任 意 加 入 者	30,571	32,615	35,099	36,233	36,499
	計	104,832	108,273	111,927	113,755	113,606
保 免 除 料 者	法 定 免 除 者	8,185	2,145	2,285	3,541	3,705
	申 請 免 除 者	2,232	2,192	2,609	2,902	3,635
	計	5,417	4,337	4,894	6,443	7,340
免 除 率 (%)		7.3	5.7	6.4	8.3	9.5

(2) 拠出制年金受給者及び支給年金額

区 分 \ 年 度	53		54		55	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齢 年 金	14,989	3,411,127,000円	16,590	4,052,837,400円	18,024	4,803,651,500円
通算老齢年金	1,346	114,104,400	1,778	146,017,600	2,441	225,232,200
障 害 年 金	517	270,206,200	588	318,109,000	619	351,235,400
母子・準母子年金	387	183,440,700	397	194,753,200	410	258,564,000
遺 児 年 金	15	5,598,000	18	6,768,700	16	6,700,800
寡 婦 年 金	123	14,030,300	135	16,339,400	142	19,483,800
計	17,377	3,998,506,600	19,506	4,734,825,300	21,652	5,664,877,700

(3) 検認実施状況

年度 区分	51	52	53	54	55
検認対象月数	1,011,231	1,053,265	1,085,455	1,098,393	1,092,464
検認実施月数	957,839	1,006,333	1,030,779	1,042,604	1,030,003
前納月数	491	267	248	269	264
検認率(%)	94.8	95.6	95.0	94.9	94.3

(4) 納付組合(昭56.4.1現在)

納付組合設置数 502組合
 組合員数 59,277人
 組織率 86.5%
 手数料 取扱い1ヵ月につき43円

(5) 福祉年金受給該当者状況

年度 区分	51		52		53		54		55	
老 齢	17,164	87.8%	16,695	86.9%	15,768	85.8%	15,098	84.92%	14,037	83.34%
障 害	2,358	12.1	2,507	13.0	2,597	14.1	2,678	15.06	2,805	16.65
母 子	14	0.1	15	0.1	9	0.1	3	0.02	2	0.01
準母子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19,536	100	19,217	100	18,374	100	17,779	100	16,844	100

(6) 福祉年金受給状況

年度 区 分		53			54			55		
		全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計	全額支給	一部支給	計
老 齢	件 数	14,445	257	14,702	13,626	279	13,905	12,423	252	12,675
	金 額(円)	2,860,110	20,891	2,881,001	3,269,844	26,614	3,296,458	3,353,724	20,944	3,374,668
障 害	件 数	2,494	11	2,505	2,564	16	2,580	2,669	17	2,686
	金 額(円)	6,929,121	1,574	6,944,866	859,560	2,440	862,000	1,000,102	2,703	1,002,805
母 子	件 数	7	1	8	3	0	3	2	0	2
	金 額(円)	1,639	215	1,854	960	0	960	763	0	763
計	件 数	16,946	269	17,215	16,193	295	16,488	15,094	269	15,363
	金 額(円)	3,554,661	22,680	3,577,341	4,130,364	29,054	4,159,418	4,354,589	23,647	4,378,236

12 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種人口登録数

(各年度 3 月 3 1 日現在)

年度 区 分			54			55		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
住 民 登 録	人 口	男	170,499	72,091	242,590	170,856	74,721	245,577
		女	183,563	76,686	260,249	183,502	79,310	262,812
		計	354,062	148,777	502,839	354,358	154,031	508,389
	世 帯 数		128,919	44,450	173,369	129,933	46,684	176,617
外国人登録人口			1,150	－	1,150	1,183	－	1,183
配 給	人 口	消費	356,305	126,961	483,266	356,859	131,028	487,887
		生産		17,619	17,619		17,575	17,575
		計	356,305	144,580	500,885	356,859	148,603	505,462
	世 帯 数	消費	130,886	40,258	171,144	131,114	41,454	172,568
		生産		3,899	3,899		3,905	3,905
		計	130,886	44,157	175,043	131,114	45,359	176,473

(2) 各種事務受理件数

年度 区分			54			55		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
戸 籍	出 生		7,876	2,493	10,369	6,073	2,011	8,084
	死 亡		3,147	522	3,669	2,706	325	3,031
	婚 姻		4,940	1,485	6,425	2,887	799	3,686
	離 婚		886	237	1,123	699	136	835
	転 籍		2,127	657	2,784	1,513	450	1,963
	認 知		104	19	123	59	22	81
	養 子 縁 組		331	107	438	207	52	259
	養 子 離 縁		73	17	90	56	11	67
	入 籍		680	178	858	518	116	634
	分 籍		66	16	82	49	7	56
	そ の 他		961	301	1,262	907	231	1,138
計			21,191	6,032	27,223	15,674	4,160	19,834
住 民 登 録	転 入		17,431	5,341	22,772	17,411	5,483	22,894
	転 出		16,631	4,859	21,490	15,928	4,979	20,907
	転 居		19,978	8,126	28,104	19,592	7,948	27,540
	そ の 他		15,047	3,503	18,550	15,725	5,463	21,188
	計		69,087	21,829	90,916	68,656	23,873	92,529
印 鑑 登 録	新 規		31,920	12,407	44,327	25,614	10,359	35,973
	廃 止		2,742	1,198	3,940	3,309	1,573	4,882
	亡 失		1,246	572	1,818	1,329	694	2,023
	計		35,908	14,177	50,085	30,252	12,626	42,878
外 登 国 人 録	新 規		226		226	283		283
	その他申請		1,390		1,390	2,007		2,007
	計		1,616		1,616	2,290		2,290

(3) 各種証明取扱件数

年度	区分	本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
54	戸 籍 関 係	75,203	4,904	80,107	23,328	1,721	25,049	98,531	6,625	105,156
	住 民 票 関 係	214,087	7,194	221,281	81,937	1,847	83,784	296,024	9,041	305,065
	印 鑑 証 明	283,290	191	283,481	123,843	1	123,844	407,133	192	407,325
	転 出 証 明 書	16,550	199	16,749	4,867	9	4,876	21,417	208	21,625
	その他証明関係	14,397	24,707	39,104	3,422	6,567	9,989	17,819	31,274	49,093
	計	603,527	37,195	640,722	237,397	10,145	247,542	840,924	47,340	888,264
55	戸 籍 関 係	86,703	6,723	93,426	25,751	1,747	27,498	112,454	8,470	120,924
	住 民 票 関 係	233,259	28,975	262,234	97,571	9,475	107,046	330,830	38,450	369,280
	印 鑑 証 明	273,618	1,831	275,449	113,091	174	113,265	386,709	2,005	388,714
	計	593,580	37,529	631,109	236,413	11,396	247,809	829,993	48,925	878,918

13 住 民 組 織

(1) 町内自治会の結成状況

年	学 校 区	自治会(A)	組 数	文書配布世帯数(B)	文書配布世帯数平均 $\frac{(B)}{(A)}$
52	53	513	13,060	147,000	287
53	53	514	13,354	152,052	296
54	55	524	13,850	156,018	298
55	55	526	14,317	167,217	317
56	56	530	14,903	170,235	321

(2) 委託事務内容

広報紙（市政だより等）、回覧文書、一般文書（印刷文書）の配布事務

(3) 文書配布委託料 一世帯 月 40円

(4) 補 助 金

町内自治振興補助金として、町内自治の振興を図り、健全な自治活動に資するための補助金であり、次の基準により交付する

町内自治振興補助金交付基準	金 額
200世帯以下の町内	年 50,000 円
201世帯以上400世帯以下の町内	55,000
401世帯以上800世帯以下の町内	60,000
801世帯以上の町内	65,000

町内防犯燈補助金として、防犯燈を管理する町内自治会等の地域団体に対して、補助金を交付する

防犯燈数 約14,082燈(昭55.4.1現在)

補助基準 1燈につき年額 2,000 円

14 住居表示整備事業実施状況

(昭56.4.1現在)

種別 区分	整備区域	面積	対象件数	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通1丁目 下通2丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1,281,060 m ²	6,576 件	昭40.4.1
2次	妙休寺町 坪井1丁目～坪井3丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町1丁目～新町4丁目	1,607,760	4,695	40.11.1
3次	新屋敷1丁目～新屋敷3丁目 大江1丁目～大江6丁目	1,621,290	4,745	41.7.1
4次	新大江1丁目 新大江2丁目 大江2丁目(追加) 大江本町 白山1丁目～白山3丁目 岡田町 菅原町 九品寺1丁目～九品寺6丁目 本荘2丁目～本荘4丁目 南熊本1丁目～南熊本3丁目	1,973,800	8,838	42.7.1
5次	本荘5丁目 本荘6丁目 南熊本4丁目 南熊本5丁目 二本木1丁目～二本木5丁目 春日1丁目 春日2丁目 田崎本町	1,214,000	6,810	43.11.1
6次	迎町1丁目 迎町2丁目 弥生町 琴平1丁目 琴平2丁目 琴平本町 南熊本5丁目(追加) 内坪井町 壺川1丁目 壺川2丁目 京町1丁目 京町2丁目 京町本丁 上熊本1丁目 上熊本2丁目 段山本町 春日3丁目～春日5丁目	2,333,000	8,147	44.8.1
7次	水前寺1丁目～水前寺6丁目 水前寺公園 神水1丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺1丁目(追加) 本荘1丁目	2,524,000	8,980	45.10.1
8次	坪井4丁目～坪井6丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪1丁目～黒髪8丁目 上水前寺1丁目 上水前寺2丁目	2,843,000 (1,648,000)	10,626 (606)	47.4.1
9次 (前期)	国府1丁目～国府4丁目 国府本町 出水1丁目～出水8丁目 江津1丁目 江津2丁目 八王寺町 萩原町	2,359,000 (2,221,000)	7,657 (1,105)	47.12.1
9次 (後期)	神水本町 湖東1丁目～湖東3丁目 新生1丁目 新生2丁目 水源1丁目 水源2丁目 栄町 南町 広木町 若葉1丁目～若葉6丁目	2,666,000 (1,100,000)	8,888 (0)	48.8.1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田1丁目～池田4丁目 池亀町 花園1丁目～花園7丁目 上熊本3丁目 島崎1丁目～島崎7丁目 戸坂町	7,528,000 (6,063,000)	14,872 (93)	49.10.1
11次	新大江3丁目 神水2丁目 尾ノ上1丁目 尾ノ上2丁目 錦ヶ丘 健軍1丁目 健軍2丁目 健軍4丁目 健軍5丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷1丁目 八景水谷2丁目	3,870,000	10,668	50.10.1
12次	帯山1丁目～帯山5丁目 保田窪1丁目 保田窪2丁目	1,210,000	4,703	51.10.1
13次	渡鹿1丁目～渡鹿7丁目 大江1丁目(追加)	970,000	4,188	52.10.1
14次	田崎1丁目～田崎3丁目 八島1丁目 八島2丁目 健軍本町 健軍3丁目 本荘5丁目(追加)	1,150,000	2,928	53.10.1
15次	横手1丁目～横手5丁目	900,000	2,505	54.10.1
16次	大江2丁目(追加)	80,000	653	55.10.1

(注) ()は町界町名変更のみ

15 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

ア 交通安全教育の普及徹底

安全教育

学校、町内会、各種団体において、講演会、映写会、座談会、実技指導を年間を通して実施している。

交通指導員制度

昭和44年10月1日に発足し、現在委嘱されている交通指導員数は300人で、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋の交通安全運動期間中、朝の通学通園時に街頭指導を行うとともに地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたる。

待遇

- 謝礼金として年間15,000円を支払う
- 装備品の貸与…夏冬服上下・旗・笛・胸章・腕章・手袋・市章ワッペン・雨衣・帯革・ヘルメット
略帽・警笛つり・ネクタイ
- 公務災害の補償を適用する

交通安全運動の推進

春秋の全国交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動を推進している。

- 交通安全対策車による呼びかけ、市政だより・パンフレットの配布、ポスター・懸垂幕・写真・標語の掲示等による広報活動
- 現地検討会、巡回パトロール、演劇会等交通安全に関する一連の催物
- 安全教育の集中的実施

母の会の結成

母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、各地域ごとに交通安全母の会の結成を図る。

結成数

9 グループ

主な活動

- 母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催
- 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時にふれ注意を促す
- 地域の交通安全活動について率先し、参加協力する

イ 道路環境の整備促進

市民の交通安全施設設置要望の総合窓口となり、要望の早期実現のため、関係機関に積極的に働きかけ市民と関係機関のパイプ役を果たすとともに、現在はスクールゾーン内の交通安全施設の整備に特に力を入れ、関係機関と一体となって取り組んでいる。

ウ 救済活動

交通事故による被災者を救済するため、交通災害共済事業及び交通事故相談所を開設。

エ 交通遺児援助基金の設立

昭和48年度から交通遺児で、小学校、中学校に入学するもの、又は中学校第3学年在学者に就学援助金を支給するため、総額2,887万円の基金を積立てている。

オ 救済事業の拡充強化

交通事故相談 昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、47年4月新たに事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほかに毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

年	件 数	内 訳		利 用 者		
		被 害 者	加 害 者	市 内	県 内	県 外
51	1,067	798	269	995	72	0
52	1,094	552	156	1,021	73	0
53	1,147	505	172	1,069	78	0
54	962	730	232	914	48	0
55	903	680	223	870	33	0

相談内容件数

(昭和55年度)

相 談 内 容	賠償責任者	賠償額の算定	過失程度	示談の仕方	示談後の変更取消	債務不履行	自賠保険請求等	労災社会保険使用	訴訟調停の利用	身体障害の更生	生計の維持	福祉施設利用	各種援護措置利用	電話による応接	その他
相談件数	9	99	37	76	4	0	90	30	27	0	0	0	5	521	5

(2) 交通安全施設等設置状況

年 度 工 種	5 1		5 2		5 3		5 4		5 5	
	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円	延長又 はカ所	事業費 千円
歩 道	4,822 m	69,216	6,748 m	116,572	7,879 m	119,557	8,888 m	154,197	1,993 m	39,053
横断歩道橋										
道路照明	6基	811			14基	1,909	10基	1,480	14基	2,445
防護柵	7,011 m	50,746	6,953 m	53,107	6,919 m	47,915	5,311.9 m	44,216	4,539 m	43,688
交差点改良	5カ所	10,245	1カ所	648	1カ所	1,680	4カ所	12,532	11カ所	5,884
視巨改良	1カ所	4,350								
区画線	31,052 m	10,465	47,343 m	10,999	21,388 m	6,513	19,133 m	7,784	12,752 m	7,832
道路標識	10基	5,863								
道路反射鏡	149基	3,982	210基	5,525	218基	6,225	225基	6,633	293基	6,752
視線誘導標			1,613本	1,000					271本	380
自転車道			737 m	9,478	1,327 m	56,865			906 m	22,324
自転車歩行者道									2,564 m	81,480
その他				6,488		4,353		6,040		3,832
計	-	155,678	-	203,817	-	245,017	-	232,882	-	213,670

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方 式 市 直 営

共済期間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 加入状況

年 度	区 分	加 入 者	会 費 収 入
5 1		103,619	48,401.235
5 2		128,800	59,414.040
5 3		139,448	64,327.640
5 4		154,129	71,183.060
5 5		155,963	72,071.620

(注) 各年度加入者には会費免除者(生存)を含む

イ 会 費

(昭45.4.1改正)

共 済 期 間	中学生以下	一 般
4月1日から翌年3月31日まで	360 円	500 円
7月1日から翌年3月31日まで	300	420
10月1日から翌年3月31日まで	240	340
1月1日から 3月31日まで	180	260

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)
小学1年生の会費は市負担(昭和52年4月より実施)

ウ 共済見舞金

死亡見舞金 1,000千円

傷害見舞金 基礎額10,000円と治療実日数1日につき500円を加算する
(90,000円を限度とする)

弔慰見舞金 会員以外の者(市内居住)が交通事故により死亡したときは、5,000円(市負担)を支払う

給付状況

(昭和55年度)

区 分	件 数	給 付 金 額
死 亡	19	15,030,000円
傷 害	1,133	41,761,500
合 計	1,152	56,791,500

(4) 市内交通事故の推移

年 \ 区 分	人 身 事 故		死 者		負 傷 者	
	実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数
51	3,175	100	18	100	3,904	100
52	3,075	96	23	127	3,855	98
53	3,069	96	20	111	3,785	96
54	2,888	90	17	94	3,460	88
55	2,698	84	22	122	3,252	83

16 市営駐車場

名 称	熊本市役所駐車場				市 営 花 畑 駐 車 場					
所 在 地	熊本市下通1丁目1番8号				熊本市花畑町4番18号					
開 設 年 月	昭和55年4月				昭和47年1月					
総 面 積	8,054㎡				2,568㎡					
収 容 台 数	361台 2階 48台 5階 62台 3階 62 6階 62 4階 62 屋階 65				82台 地下 41台 地上 41					
駐 車 料 金	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円 ○規則で定める用務先確認印がある場合については、第1号の規定にかかわらず駐車を開始した時から1時間以内は無料とする ○駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する				車 両 区 分			普通自動車、 小型自動車、 及び軽自動車		
					料 金 区 分					
					普通料金	基本料金	1時間以内	300円		
						超過料金	1時間を超える場合は30分ずつごとに	50円		
特別料金				400円						
営 業 概 要 (昭和55年度)					○超過料金については、駐車時間に30分未満の端数があるときは、その端数は30分として計算する ○特別料金は、午後1時から翌日の午前8時までの間に在庫する車両について適用する					
					区分	車両	普通自動車	軽自動車	公用車関係	合 計
					台 数 (台)		107,032	13,980	2,790	123,802
					収 入 (円)		37,933,775	3,200,300	4,743,000	45,877,075
					市庁舎移転ならびに庁舎分散に伴い、公用車、議会関係車、広報関係車、出先機関の専用駐車場として使用した					

名 称	市 営 熊 本 城 二 の 丸 駐 車 場				熊本市産業文化会館駐車場			
所 在 地	熊本市二の丸2番3号				熊本市花畑町7番10号			
開 設 年 月	昭和49年7月				昭和56年3月			
総 面 積	25,639㎡				428㎡			
収 容 台 数	260台				31台			
駐 車 料 金	車 両 区 分		バ ス	普通自動車	自動二輪車	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間ごとに150円 ○午前8時から午後6時までの駐車で規則で定める用務先確認印がある場合については、第1号の規定にかかわらず、駐車を開始した時から1時間以内は無料とする ○駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する		
	料 金 区 分							
	基本料金	2時間以下	500円	200円	100円			
	超過料金	2時間を超える場合は1時間ずつごとに	200	100	50			
営 業 概 要 (昭和55年度)	車 両 区 分		バ ス	普通自動車	自動二輪車	合 計	台 数 462台 収 入 185,550円	
	料 金 区 分							
	台 数 (台)		26,342	131,674	460	158,476		
	収 入 (円)		12,778,300	32,276,350	47,050	45,101,700		

民生

